

役員のための財務税務会社法ニュース

日税マネジメントリポート

今回のテーマ： コンプライアンス違反

(株)東京商工リサーチの調査によると、2011年度におけるコンプライアンス違反を一因とした倒産は153件であり、前年度の95件より1.6倍に増加したとのことです。(『データを読む』2012.4.9)

コンプライアンスに対する社会の関心がより高くなっており、倫理を欠く行動や社会的に不適切な行動に対して消費者や取引先、金融機関が厳しい態度をとるため、営業の継続が困難になって倒産に至ると思われます。

コンプライアンスとは

コンプライアンスは一般的に「法令遵守(順守)」と訳されますが、法令を守ってさえいればよいというわけではなく、取引や企業行動における倫理観、環境への配慮や社会貢献活動といった法令で規制されていないところにおいても社会の期待に応えることが求められています。

企業が対応しなければならないコンプライアンスは非常に広範で、横領、裏金、資金不正流用、偽装表示、談合、カルテル、賄賂、情報漏洩、不正アクセス、事故情報の隠蔽、セクハラ・パワハラ、サービス残業、特許侵害、違法コピー、脱税、粉飾決算など、コンプライアンス違反の事例はほぼ毎日のようにニュースになっています。

会社法制の見直し

コンプライアンスで社会的、国際的にも大きな話題となったのはD社やO社の事例ですが、これが従前から議論のあった日本企業の統治のあり方や親子会社に関する規律の見直し問題にも影響し、2011年12月に法務省から「会社法制の見直しに関する中間試案」(以下、試案)が発表され、これに関する意見募集が行われました。

試案の論点

試案の主なポイントは、企業統治のあり方や親子会社に関する規律の問題で、取締役・監査役の監督機能や親会社株主、子会社少数株主の保護が取り上げられています。

企業統治のあり方については、社外取締役の選任の義務付けや監査・監督委員会設置会社制度の検討、社外取締役・監査役の要件の見直しなど、企業にとっては負担増となることが予想される論点もあり、意見募集の結果では、経済界からは否定的な意見も寄せられています。

お見逃しなく!

- D社やO社の事例をコーポレートガバナンスの問題とは切り離して考える意見もあるようですが、コンプライアンスは内部監査やリスク管理体制等とともにコーポレートガバナンスの構成要素であり、コンプライアンス違反はコーポレートガバナンスの不備と捉えることができます。
- コンプライアンス違反は信用問題に直結するため、企業にとって重要なリスク要因ですが、コーポレートガバナンス制度の問題となる場合には、日本企業全体が国際的に信用を失うおそれがあり、何らかの対応が必要となります。
- 会社法制の見直しについては引き続き、法務省の法制審議会会社法制部会で検討されており、意見募集の結果も踏まえて法改正案がまとめられます。